

教育委員会協議（10月11日）以降の修正点（港区生涯学習推進計画）

ページ	意見	対応	会議等
10	<p><u>国や東京都の状況</u> ウェルビーイングと社会的包摂を、もう少しいねいに補足するとよい。</p> <p>併せて、「共生社会の実現」などが、どのようにつながっているのか説明できるとよいのではないか。</p>	<p>素案本編のP15、「国や東京都の状況」の最後に、それぞれのつながりをコラムとして、に記載しました。</p>	10月11日 教育委員会
30～ 63	<p><u>2 基本目標・施策の展開</u> 「重点」と「拡充」の違いは何か。意味が分かりづらい。</p>	<p>素案本編のP34、「新規」「拡充」「重点」についての説明を、箇条書きにして、わかりやすく修正しました。</p>	その他（会議に向けた調整）
46	<p><u>基本目標1 施策（4）</u> 生涯学習の概念は、とても幅広く、子どもに関連した取組は、計画に記載している取組以外にも、税の作文コンクールや交通安全ポスターなど、生涯学習に通じる事業が幅広くある。連携機関も含め、それが伝わるような記載にしてほしい。</p>	<p>素案本編のP50、施策（4）の説明文の「身近なことから学ぶ機会を提供する」の前に、「幅広い分野において、」を加筆しました。</p> <p>また、P51 取組名④「総合支所による子どもの学びの場の提供」については、「他自治体との連携による子どもの学びの場の提供」に修正しました。</p>	その他（会議に向けた調整）
51	<p><u>基本目標2 施策（2）</u> 施策（2）は「区有施設における多様な学びの場の提供」だが、説明文は、生涯学習施設に限定した記載になっている。</p>	<p>素案本編P55、説明文を「生涯学習施設はもとより、全ての区有施設における取組の充実を図ります。」に修正しました。</p>	その他（会議に向けた調整）